

特例届出に必要な書類

青森県に屋外広告業を登録しているかたが、その旨を青森市に届出することで、青森市の登録を受けたものとみなす制度です。届出に手数料はかかりません。

特例届出に必要な書類等

- ①特例屋外広告業届出書（様式第20号の2）
- ②青森県屋外広告物条例第27条第1項又は第3項の登録を受けたことを証する書面（青森県の屋外広告業登録通知書の写し）
- ③業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）